

(赤字・下線部分は変更箇所)

変更案	変更前	変更の観点
目 次	目 次	
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 ······ 1	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 ······ 1	
II. 中長期目標の期間 ······ 3	II. 中長期目標の期間 ······ 2	軽微な記載の適正化（ページ番号の修正）
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
(略)	(略)	
3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進	3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進	
(略)	(略)	
(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進 ··· 10	(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進 ··· 9	軽微な記載の適正化（ページ番号の修正）
(略)	(略)	
4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組	4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組	
(略)	(略)	
(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動 ······ 11	(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動 ······ 10	軽微な記載の適正化（ページ番号の修正）
(3) 研究環境のデジタル化及び活用促進 ······ 11	(3) 研究環境のデジタル化及び活用促進 ······ 10	
(略)	(略)	

IV. 業務運営の効率化に関する事項	IV. 業務運営の効率化に関する事項	
(略)	(略)	
3. 人件費管理の適正化 ······ 13	3. 人件費管理の適正化 ······ 12	軽微な記載の適正化 (ページ番号の修正)
V. 財務内容の改善に関する事項 ······ 13	V. 財務内容の改善に関する事項 ······ 12	
VI. その他業務運営に関する重要事項	VI. その他業務運営に関する重要事項	
(略)	(略)	
2. 施設及び設備に関する事項 ······ 14	2. 施設及び設備に関する事項 ······ 13	軽微な記載の適正化 (ページ番号の修正)
3. 国際約束の誠実な履行に関する事項 ······ 14	3. 国際約束の誠実な履行に関する事項 ······ 13	
(略)	(略)	
1. 量子科学技術等に関する研究開発	1. 量子科学技術等に関する研究開発	
(1) 量子技術の基盤となる研究開発	(1) 量子技術の基盤となる研究開発	
材料・デバイス等の原子・電子レベルの解析、可視化、微細加工や高度な量子機能創製など幅広い科学技術の発展を支える量子技術の基盤として、イオンビーム、電子線、レーザー、放射光等を総合的に活用した研究開発やビーム源・ ビームライン の開発・高度化等を推進する。	材料・デバイス等の原子・電子レベルの解析、可視化、微細加工や高度な量子機能創製など幅広い科学技術の発展を支える量子技術の基盤として、イオンビーム、電子線、レーザー、放射光等を総合的に活用した研究開発やビーム源の開発・高度化等を推進する。	
我が国の経済成長を支える生産性革命や新産業創出等に向けて、量子技術基盤拠点として、高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発・安定的供給基盤の構築を推進する。また、量子機能創製分野の中核拠点として、国際競争力強化に向けた取組を推進するとともに、量子マテリアルの研究開発段階から産業応用までを繋ぐハブとしての役割を果たし、将来の事業化を見据えて企業連携数の増加に努めるなど産学	我が国の経済成長を支える生産性革命や新産業創出等に向けて、量子技術基盤拠点として、高度な量子機能を発揮する量子マテリアルの研究開発・安定的供給基盤の構築を推進する。また、量子機能創製分野の中核拠点として、国際競争力強化に向けた取組を推進するとともに、量子マテリアルの研究開発段階から産業応用までを繋ぐハブとしての役割を果たし、将来の事業化を見据えて企業連携数の増加に努めるなど産学	NanoTerasu 設置者ビームライン整備に関する記載を追記

<p>官の連携や共創を推進する。加えて、本中長期目標期間中に市場ニーズの高い量子マテリアルを安定的に生産する技術の確立を目指す。</p> <p>(略)</p>	<p>官の連携や共創を推進する。加えて、本中長期目標期間中に市場ニーズの高い量子マテリアルを安定的に生産する技術の確立を目指す。</p> <p>(略)</p>	
<p>(3) フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発</p> <p>フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）は、資源量が豊富で偏在がないといった供給安定性、安全性、環境適合性、核拡散抵抗性、放射性廃棄物の処理・処分等の観点で優れた社会受容性を有することから、持続可能な環境・エネルギーを実現するために早期の実用化が期待されている。</p> <p>引き続き、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」（平成 19 年 10 月 24 日発効。以下「ITER 協定」という。）に基づく「ITER 計画」及び「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」（平成 19 年 6 月 1 日発効。以下「BA 協定」という。）に基づく「核融合エネルギー研究分野における幅広いアプローチ活動」（以下「BA 活動」という。）等を着実に実施し、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究開発を推進する。また、<u>フュージョンエネルギー・イノベーション戦略（令和 7 年 6 月 4 日統合イノベーション戦略推進会議改定）を踏まえ、ITER・先進プラズマ研究開発・核融合理工学研究開発の成果の活用等により、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。</u></p> <p>さらに、大学、研究機関、産業界等の意見や知識を集約して ITER 計画及び BA 活動等に取り組むことを通じて、国内連携・協力を推進することにより、国内の他の核融合研究機関との研究成果の相互還流を進め、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究・技術開発を促進する。</p>	<p>(3) フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発</p> <p>フュージョンエネルギー（核融合エネルギー）は、資源量が豊富で偏在がないといった供給安定性、安全性、環境適合性、核拡散抵抗性、放射性廃棄物の処理・処分等の観点で優れた社会受容性を有することから、持続可能な環境・エネルギーを実現するために早期の実用化が期待されている。</p> <p>引き続き、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」（平成 19 年 10 月 24 日発効。以下「ITER 協定」という。）に基づく「ITER 計画」及び「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」（平成 19 年 6 月 1 日発効。以下「BA 協定」という。）に基づく「核融合エネルギー研究分野における幅広いアプローチ活動」（以下「BA 活動」という。）を着実に実施し、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究開発を推進する。また、21 世紀中葉の原型炉運転開始を目指して、ITER・先進プラズマ研究開発・核融合理工学研究開発の成果の活用等により、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。</p> <p>さらに、大学、研究機関、産業界等の意見や知識を集約して ITER 計画及び BA 活動に取り組むことを通じて、国内連携・協力を推進することにより、国内の他の核融合研究機関との研究成果の相互還流を進め、フュージョンエネルギーの実用化に向けた研究・技術開発を促進する。</p>	<p>「核融合中性子源（DONES）計画」に基づく取組が含まれるよう追記 「フュージョンエネルギー・イノベーション戦略」の改定に係る追記 「DONES 計画」に基づく取組が含まれるよう追記</p>

(略)	(略)	
3) BA 活動等による核融合理工学研究開発 原型炉設計・研究開発や理論・シミュレーション研究等を行う国際核融合エネルギー研究センター事業と核融合材料照射施設の工学実証・工学設計事業等から成る核融合理工学研究開発について、BA 協定等の下、着実に実施する。また、BA 活動等で整備した施設を活用して、原型炉建設に向けた推進体制の構築を進めるとともに、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築に向けて技術の蓄積を行う。	3) BA 活動等による核融合理工学研究開発 原型炉設計・研究開発や理論・シミュレーション研究等を行う国際核融合エネルギー研究センター事業と核融合材料照射施設の工学実証・工学設計事業から成る核融合理工学研究開発について、BA 協定の下、着実に実施する。また、BA 活動等で整備した施設を活用して、原型炉建設に向けた推進体制の構築を進めるとともに、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築に向けて技術の蓄積を行う。	「DONES 計画」に基づく取組が含まれるよう追記
(略)	(略)	
3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進 (略) (2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進 本法人が運用・保有する最先端の研究設備、研究ネットワーク等を最大限に活用して、産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を積極的に推進する。また、企業との連携・共同研究等における収入額の増加や、イノベーションハブの参画企業数の増加に努める。さらに、必要に応じて外部の機関・人材も活用しつつ、産学官連携を促すための人材の配置や育成、制度の設計・整備などのマネジメントを着実に行うことと <u>や本法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対する出資並びに人的及び技術的援助等の積極的な取組</u> により、研究成果の社会実装等を促進する。その際には、知的財産の獲得・維持・活用のための適切な人員配置等の体制を整える。加えて、他の量子拠点との連携を推進し、研究開発の成果の最大化に努める。	3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進 (略) (2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進 本法人が運用・保有する最先端の研究設備、研究ネットワーク等を最大限に活用して、産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を積極的に推進する。また、企業との連携・共同研究等における収入額の増加や、イノベーションハブの参画企業数の増加に努める。さらに、必要に応じて外部の機関・人材も活用しつつ、産学官連携を促すための人材の配置や育成、制度の設計・整備などのマネジメントを着実に行うことにより、研究成果の社会実装等を促進する。その際には、知的財産の獲得・維持・活用のための適切な人員配置等の体制を整える。加えて、他の量子拠点との連携を推進し、研究開発の成果の最大化に努める。	「研究開発独立行政法人による出資等に係るガイドライン」に基づき法人の出資に関する記載を追記
(3) 国際協力の推進 国外の研究機関及び国際機関との協力取決めの締結や国際研究交流	(3) 国際協力の推進 国外の研究機関及び国際機関との協力取決めの締結や国際研究交流	

<p>に係る制度等の活用により、国際共同研究や海外との人材交流、国際会議など国際協力を積極的に推進する。</p> <p><u>また、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な措置を講じる。</u></p>	<p>に係る制度等の活用により、国際共同研究や海外との人材交流、国際会議など国際協力を積極的に推進する。</p>	<p>研究セキュリティ・研究インテグリティの強化に係る取組に関する追記</p>
<p>4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組 (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 (略)</p> <p>2) 内部統制の強化 本法人の果たすべき役割を踏まえて、適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するため、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、研究開発活動の信頼性や科学技術の健全性の確保の観点から、研究不正に適切に対応するため、研究不正の防止対策に努めるとともに、管理責任を明確化する。さらに、研究不正発覚時の対応についても、あらかじめ対策を講じる。 また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。</p> <p><u>さらに、政府方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な対応を講じる。具体的には、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保を支える基盤的な取組として、効果的・効率的に進める体制の整備や適切なフォローアップの実施などを行う。また、安全保障貿易管理の取組、不正競争防止法による保護を見据えた秘密管理体制の徹底などの</u></p>	<p>4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組 (略)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 (略)</p> <p>2) 内部統制の強化 本法人の果たすべき役割を踏まえて、適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するため、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、研究開発活動の信頼性や科学技術の健全性の確保の観点から、研究不正に適切に対応するため、研究不正の防止対策に努めるとともに、管理責任を明確化する。さらに、研究不正発覚時の対応についても、あらかじめ対策を講じる。 また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。</p>	<p>研究セキュリティ・研究インテグリティの強化に関する記載を追記</p>

対応を行う。